



市報こがねい 平成30年10月15日号掲載

誰でも簡単に必ず儲かる？



情報商材にご注意ください

事例 1

「仮想通貨で儲かる」というメールが届いた。記載されていた URL へ移動すると、自己破産した後にこの方法で大成功したという人の話が動画で紹介されていた。さらに、代表者が「あなたの助けになりたい」と熱く語る動画を見て契約したが、全く役に立たない情報だった。解約したい。

事例 2

副業サイトに登録し、その後案内がメールで届くようになった。「日本政府公認」や「作業の9割を人工知能が行うので、誰でも簡単に大金を手にする」等説明された動画を見て契約。しかし、実際は自力で顧客リストを集める等、事前の説明と異なり解約したい。

アドバイス

- ◇事例のようにインターネットで大げさに紹介される情報には、偽物が多く、言葉巧みに勧誘してきます。特に、「誰でも」「簡単に」「大金を」「必ず、儲かる」と謳う話は要注意です。手口として、契約前に繰り返し「成功者の成功体験」を動画で紹介します。
- ◇事例のようなご相談を受けると、契約相手や契約内容を確認しますが、相手の連絡先がメールアドレスのみということも多く、交渉しようにも交渉相手がわからないことがあります。また、支払いにクレジットカードを利用している場合、クレジットカード会社から情報を得て、交渉可能になる場合もありますが、難航することが多くあります。興味をそそる情報に出会ったら、発信元と情報の根拠を確認するようにしましょう。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)

消費者ホットライン☎188 (いやや!)

